

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条―第六十二条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p>第二節 特例認定特定非営利活動法人</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 仮認定特定非営利活動法人（第五十八条―第六十二条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p>第二節 仮認定特定非営利活動法人</p>

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(仮認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。